

## 箱根町個人住宅取得資金利子補給要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、箱根町内に自己の居住の用に供する住宅又は土地を取得等するため金融機関から借入れた個人住宅取得資金（以下「住宅借入金」という。）の償還時に支払った利子を対象に、その一部について利子補給することにより、借入者の居住水準を向上させるとともに町内労働力の確保を図ることを目的とする。

### (定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 専用住宅又は併用住宅をいう。
- (2) 金融機関 横浜銀行、スルガ銀行、さがみ信用金庫、中央労働金庫及びかながわ西湘農業協同組合をいう。

### (利子補給金の交付対象者)

第3条 利子補給金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 箱根町内に自己の居住の用に供する住宅又は土地を取得等（住宅の新築、建替、購入、増改築及び耐震診断調査に基づく住宅耐震補強工事並びに土地の購入）した者で、住宅借入金が50万円以上の者。ただし、共有で取得した場合は、そのうちの1名を対象とする。
- (2) 町税を滞納していない者
- (3) 前年の年間収入額（自営業の場合は、営業用の経費を差引いた年間所得額）が800万円以下の者

### (利子補給対象住宅等)

第4条 利子補給の対象となる住宅又は土地の取得等は、次に掲げるいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 新築、建替又は購入住宅 建物全体の床面積が30平方メートル以上175平方メートル以下の住宅とする。ただし、併用住宅にあつては、住宅部分の床面積が建物全体の床面積の2分の1以上であるものに限る。
- (2) 増改築住宅 既存住宅に10平方メートル以上を増築又は一部を除き、改めて10平方メートル以上を改築し、当該増改築後の建物全体の床面積が175平方メートル以下の住宅とする。ただし、併用住宅にあつて

は、増築又は改築部分の床面積のうち住宅部分の床面積の占める割合及び増改築後の建物全体の床面積に占める住宅部分の床面積の割合が2分の1以上であるものに限る。

(3) 住宅耐震補強工事住宅 建物全体の床面積が175平方メートル以下で、耐震診断調査に基づき必要とする補強工事を行った住宅とする。ただし、併用住宅にあつては、住宅部分の床面積が建物全体の床面積の2分の1以上であるものに限る。

(4) 購入土地 同条第1号に規定する住宅の新築又は購入に係る土地とする。ただし、住宅の新築又は購入と同時に土地を購入した場合に限る。

(利子補給金の額及び期間等)

第5条 利子補給金の額は、当初の住宅借入金に対し500万円を限度に、申請年度内に実際に支払った利子（以下「支払利子」という。）に対し年利3パーセント以内で、次の各号のいずれかに該当する方法により算出した額とする。この場合において、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、併用住宅にあつては、住宅部分のみを対象とする。

(1) 当初の住宅借入金の額が500万円を超える場合

ア 支払利子の利率が年利3パーセントを超えるとき

支払利子の額×1/2×500万円÷当初の住宅借入金の額×3%  
÷年利率

イ 支払利子の利率が年利3パーセント以下のとき

支払利子の額×1/2×500万円÷当初の住宅借入金の額

(2) 当初の住宅借入金の額が500万円以下の場合

ア 支払利子の利率が年利3パーセントを超えるとき

支払利子の額×1/2×3%÷年利率

イ 支払利子の利率が年利3パーセント以下のとき

支払利子の額×1/2

2 利子補給金の交付期間は、5年以内とする。

3 利率の変更等により支払った利子の額が変更した場合は、利子補給金の額を変更するものとする。

4 住宅借入金の償還を遅滞している場合は、当該期間に係る利子補給金の交付を停止し、繰上償還をした場合は、繰上償還した月をもって利子補給金の交付を終了するものとする。

(利子補給金の交付の申請)

第6条 利子補給金の交付の申請をしようとする者は、箱根町個人住宅取得資金利子補給金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 個人住宅取得資金貸付等証明書（第2号様式）
- (2) 住民票の謄本
- (3) 納税証明書
- (4) 所得証明書、源泉徴収票等前年の年間収入額が確認できる書類
- (5) 金融機関が作成した償還計画表
- (6) その他、住宅の取得等の区分によって次の書類を添付する。

ア 新築、建替及び増改築の場合は、工事請負契約書の写し及び建築確認書の写し

イ 住宅の購入の場合は、住宅売買契約書の写し

ウ 耐震補強工事の場合は、工事請負契約書の写し及び設計図又は住宅耐震診断調査の写し等工事内容のわかる書類

エ 土地の購入の場合は、土地売買契約書の写し

2 現に利子補給金の交付を受けている者が継続して利子補給金の交付を受けようとするときは、毎年度ごとに箱根町個人住宅取得資金利子補給金交付申請書（継続）（第3号様式）を町長に提出しなければならない。なお、この場合前項第1号から第4号まで及び第6号に定める書類の添付を省略することができる。

（交付申請書の提出期限）

第7条 前条第1項の規定による交付申請にあつては、住宅借入金の借入れの日から6か月以内に提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

2 前条第2項に規定する交付申請にあつては、申請年度の6月末日までに提出しなければならない。

3 第1項ただし書の規定は、住宅借入金の借入れの日から5年を経過している場合、適用しないものとする。

（利子補給金の交付決定及び決定通知書）

第8条 町長は、第6条の規定による申請があつたときは、速やかに審査を行いその適否を決定し、交付を決定した者には箱根町個人住宅取得資金利子補給金交付決定通知書（第4号様式）により、申請を却下する者には箱根町個人住宅取得資金利子補給金交付申請却下通知書（第5号様式）により申請者

に通知をするものとする。

2 第5条第3項により利子補給金の額を変更したときは、箱根町個人住宅取得資金利子補給金交付決定変更通知書（第6号様式）により通知するものとする。

3 第5条第4項により利子補給金を停止又は終了したときは、箱根町個人住宅取得資金利子補給金交付決定変更通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（利子補給金の交付等）

第9条 利子補給金の交付を受けることとなった者（以下「受給者」という。）には、4月から9月及び10月から3月までの期間に分け、当該期間経過後、個人住宅取得資金償還状況証明書（第7号様式）により住宅借入金の償還実績を確認のうえ利子補給金を交付するものとする。

2 利子補給金は、4月から9月分までを10月末日までに、10月から翌年3月分までを4月末日までに支給する。

（利子補給金の交付の取消し及び返還）

第10条 町長は、受給者が次のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付決定を取消し、又は既に交付した利子補給金の全部もしくは一部返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 借入金を他の目的に使用したとき
- (3) 虚偽又は不正の申請を行ったとき

（状況報告）

第11条 町長は、利子補給金の交付に関し必要があると認められるときは、金融機関及び受給者に対し報告を求め、又は受給者に対し必要な調査をすることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度町長が定める。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の箱根町個人住宅取得資金利子補給要綱第5条の規定により利子補給者として決定された者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の箱根町個人住宅取得資金利子補給要綱第5条の規定により利子補給者として決定された者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成10年9月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正前の箱根町個人住宅取得資金利子補給要綱により利子補給者として決定された者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正前の箱根町個人住宅取得資金利子補給要綱により利子補給者として決定された者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年6月1日から施行する。
- 2 改正前の箱根町個人住宅取得資金利子補給要綱により利子補給決定された者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年9月1日から施行する。
- 2 改正前の箱根町個人住宅取得資金利子補給要綱により利子補給決定された者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正前の箱根町個人住宅取得資金利子補給要綱により利子補給決定された

者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の箱根町個人住宅取得資金利子補給要綱により利子補給決定された者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正前の箱根町個人住宅取得資金利子補給要綱により利子補給決定された者については、なお従前の例による。